

# 経 済 産 業 省

20180502保局第3号

平成30年5月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成30年5月25日から適用する。ただし、この通達による改  
正後の規定の適用については、平成31年5月24日までは、なお従前の例に  
よることができる。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項(略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1)～(47)略</p> <p>(48)電気洗たく機および電気脱水機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)充電部に水がかからず、かつ、卓上型以外のものにあつては充電部(電源電線と器体との接続部を含む。)及び電動機の最下面が床面から5cm以上離れていること。</p> <p>(ロ)水槽、水受けおよび配管は、使用状態において水漏れがなく、かつ、水槽および水受けには、排水装置を設けてあること。ただし、器体を傾けて容易に排水できるものにあつては、排水装置を設けることを要しない。</p> <p>(ハ)使用状態において、ふたをあけた場合に外部に著しくしぶきが飛び散らないこと。</p> <p>(ニ)注水口と排水口とを兼用する口を水道の蛇口に接続してすすぎ洗いを行なう構造の電気洗たく機にあつては、逆流防止装</p>	<p>別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項(略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1)～(47)略</p> <p>(48)電気洗たく機および電気脱水機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)充電部に水がかからず、かつ、卓上型以外のものにあつては充電部(電源電線と器体との接続部を含む。)及び電動機の最下面が床面から5cm以上離れていること。</p> <p>(ロ)水槽、水受けおよび配管は、使用状態において水漏れがなく、かつ、水槽および水受けには、排水装置を設けてあること。ただし、器体を傾けて容易に排水できるものにあつては、排水装置を設けることを要しない。</p> <p>(ハ)使用状態において、ふたをあけた場合に外部に著しくしぶきが飛び散らないこと。</p> <p>(ニ)注水口と排水口とを兼用する口を水道の蛇口に接続してすすぎ洗いを行なう構造の電気洗たく機にあつては、逆流防止装</p>

置を設けてあること。この場合において、ホースとの接続部に穴をあけて逆流を防止するものにあつては、 $30\text{ mm}^2$ 以上の面積を有する穴があり、かつ、溢水面と逆流防止装置の動作点との垂直方向の距離が $40\text{ mm}$ 以上でなければならない。

- (ホ) 注水口が上部にある電気洗たく機にあつては、ホース受けの最下面と最高水面との垂直方向の距離は、 $40\text{ mm}$ 以上であること。
- (ヘ) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。
- (ト) アース用口出し線の長さは、 $2.5\text{ m}$ 以上のものであること。
- (チ) アース用端子を設けるものにあつては、長さが $2.5\text{ m}$ 以上のアース線を備えていること。
- (リ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{ mm}^2$ 以上のものであること。
- (ヌ) 電熱装置を有するものにあつては、から焼きのおそれのない構造であること。ただし、から焼きした場合に温度過昇による危険のおそれがないものまたは温度過昇防止装置を有するものにあつては、この限りでない。
- (ル) 脱水機能を有する電気洗たく機及び電気脱水機にあつては、脱水槽のふたを開いた状態では通電することができず、かつ、脱水槽の回転が停止しなければ脱水槽のふたを開けることができない構造のものであること。ただし、電気脱水機の脱水

置を設けてあること。この場合において、ホースとの接続部に穴をあけて逆流を防止するものにあつては、 $30\text{ mm}^2$ 以上の面積を有する穴があり、かつ、溢水面と逆流防止装置の動作点との垂直方向の距離が $40\text{ mm}$ 以上でなければならない。

- (ホ) 注水口が上部にある電気洗たく機にあつては、ホース受けの最下面と最高水面との垂直方向の距離は、 $40\text{ mm}$ 以上であること。
- (ヘ) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。
- (ト) アース用口出し線の長さは、 $2.5\text{ m}$ 以上のものであること。
- (チ) アース用端子を設けるものにあつては、長さが $2.5\text{ m}$ 以上のアース線を備えていること。
- (リ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{ mm}^2$ 以上のものであること。
- (ヌ) 電熱装置を有するものにあつては、から焼きのおそれのない構造であること。ただし、から焼きした場合に温度過昇による危険のおそれがないものまたは温度過昇防止装置を有するものにあつては、この限りでない。
- (ル) 脱水機能を有する電気洗たく機及び電気脱水機にあつては、脱水槽のふたを開いた状態では通電することができず、かつ、脱水槽の回転が停止しなければ脱水槽のふたを開けることができない構造のものであること。ただし、電気脱水機の脱水

槽が回転している状態で脱水槽のふたを開けたとき、脱水用電動機の通電が遮断し、脱水槽に制動を加える構造のものであって、次に適合するものにあつては、この限りでない。

- a 電気脱水機の最外部にある脱水槽のふた（以下（ル）において「外ふた」という。）を開けたときに回転中の脱水槽に直接接触することができない構造のものであること。
- b 制動伝達装置が外ふたの動作に連動しないときに脱水用電動機の回転子が拘束される構造のものであること。
- c 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を脱水用電動機に加え、脱水槽の回転が一定となったときに脱水槽のふたを開けて脱水槽を停止させる操作を10,000回行う試験（以下（ル）において「動作試験」という。）の前後及び動作試験中における脱水槽の停止時間は、次の表の左欄に掲げる試験条件ごとに、同表の右欄に適合すること。

試験条件		停止時間	
動作試験前	無負荷試験	外ふたを開けたときに脱水槽が回転中であることが目視によりわかるもの(以下この表において「透視できるもの」という。)	7秒以下
		その他のもの	5秒以下
	負荷試験	透視できるもの	10秒以下
		その他のもの	7秒以下
動作試験中	負荷時	透視できるもの	15秒以下
		その他のもの	10秒以下

槽が回転している状態で脱水槽のふたを開けたとき、脱水用電動機の通電が遮断し、脱水槽に制動を加える構造のものであって、次に適合するものにあつては、この限りでない。

- a 電気脱水機の最外部にある脱水槽のふた（以下（ル）において「外ふた」という。）を開けたときに回転中の脱水槽に直接接触することができない構造のものであること。
- b 制動伝達装置が外ふたの動作に連動しないときに脱水用電動機の回転子が拘束される構造のものであること。
- c 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を脱水用電動機に加え、脱水槽の回転が一定となったときに脱水槽のふたを開けて脱水槽を停止させる操作を10,000回行う試験（以下（ル）において「動作試験」という。）の前後及び動作試験中における脱水槽の停止時間は、次の表の左欄に掲げる試験条件ごとに、同表の右欄に適合すること。

試験条件		停止時間	
動作試験前	無負荷試験	外ふたを開けたときに脱水槽が回転中であることが目視によりわかるもの(以下この表において「透視できるもの」という。)	7秒以下
		その他のもの	5秒以下
	負荷試験	透視できるもの	10秒以下
		その他のもの	7秒以下
動作試験中	負荷時	透視できるもの	15秒以下
		その他のもの	10秒以下

動作試験後	負荷時	透視できるもの	15秒以下	動作試験後	負荷時	透視できるもの	15秒以下
		その他のもの	10秒以下			その他のもの	10秒以下
<p>(備考) 負荷時とは、脱水槽に脱水容量に等しい質量の水にぬらした約91cm平方のさらしかなきん(密度が25.4mmにつき縦72本±4本、横69本±4本で、30番手の縦糸及び36番手の横糸を用いたのり付けをしない平織の綿布。)又はこれと同等の疑似負荷を入れた状態をいう。</p> <p>d 脱水用電動機の回転子を拘束し、温度ヒューズ、過電流保護装置等の保護装置を有するものにあつては保護装置が働くまで、時限装置を有するものにあつては時限装置を最高時間にセットし、その時限装置が働くまで、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加えたとき、脱水用電動機が燃焼するおそれがなく、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であること。</p> <p>(フ) 電気洗たく機であつて、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>a コンデンサーの不具合により、炎又は熔融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。</p> <p>b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。</p>				<p>(備考) 負荷時とは、脱水槽に脱水容量に等しい質量の水にぬらした約91cm平方のさらしかなきん(密度が25.4mmにつき縦72本±4本、横69本±4本で、30番手の縦糸及び36番手の横糸を用いたのり付けをしない平織の綿布。)又はこれと同等の疑似負荷を入れた状態をいう。</p> <p>d 脱水用電動機の回転子を拘束し、温度ヒューズ、過電流保護装置等の保護装置を有するものにあつては保護装置が働くまで、時限装置を有するものにあつては時限装置を最高時間にセットし、その時限装置が働くまで、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加えたとき、脱水用電動機が燃焼するおそれがなく、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、1MΩ(二重絶縁構造のものにあつては、3MΩ)以上であること。</p> <p>(フ) 電気洗たく機であつて、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>a コンデンサーの不具合により、炎又は熔融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。</p> <p>b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。</p>			

<p>c コンデンサーの外側表面から 50 mm以内の隣接する非金属材料が JIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。</p> <p>d コンデンサーの外側表面から 50 mm以内の隣接する非金属材料が JIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類が V-1 に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。</p> <p>(ワ) 電気脱水機の脱水槽上部近傍のハッチは、5kg の力を加えたとき脱落しないこと。</p> <p><u>(カ) 開口寸法が 200mm を超え、かつ、ドラム容量が 60 リットルを超える前面開放扉付きの電気洗たく機の場合、通電していないとき、又は待機モードにあるとき、70N の力で、閉じた扉を内側から開けられる構造であること。</u></p> <p><u>適否は、JIS C 9335-2-7 (2017) の 20.107 項による。</u></p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(49) ～ (108) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附表第一～附表第十 (略)</p>	<p>c コンデンサーの外側表面から 50 mm以内の隣接する非金属材料が JIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。</p> <p>d コンデンサーの外側表面から 50 mm以内の隣接する非金属材料が JIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類が V-1 に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。</p> <p>(ワ) 電気脱水機の脱水槽上部近傍のハッチは、5kg の力を加えたとき脱落しないこと。</p> <p><u>(カ) 新規</u></p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(49) ～ (108) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附表第一～附表第十 (略)</p>
--	---